

指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

宮崎県福祉保健部障がい福祉課長

(公 印 省 略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の実務経験（OJT）特例に係る
「個別支援計画作成等業務への従事に関する届出書（サービス管理責任者等実践研修
に係る実務経験（OJT）期間短縮用）」の提出に係る取扱いについて（通知）

平素より本県の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系については、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）期間が「2年以上」と定められておりますが、令和5年度に、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障がい福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」に短縮できるよう告示改正が行われております。

近年、OJT短縮特例の適用を希望する受講生が、本来であれば「事前に」指定権者へ届出を提出する必要があるにも関わらず、実務経験（OJT）期間終了後に届出を提出するケースが散見されております。

各事業所においては、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修体系に関する告示及び通知等を再確認し、適正な研修体系による受講を確保するとともに、今後は下記のとおり、当該届出の取扱いについて整理することといたしましたので、適正な指導を徹底していただくようお願いします。

なお、この取扱いについては宮崎市障がい福祉課とも協議済みです。

記

1 届出の提出方法

① 基礎研修修了後、直ちに実務経験（OJT）期間を開始する場合

基礎研修修了証発送後15日以内に指定権者へ届出を提出（郵送の場合は消印有効）

② 基礎研修修了証受領後、実務経験（OJT）期間を開始する場合

実務経験（OJT）期間開始日までに指定権者へ届出を提出（郵送の場合は消印有効）

※①又は②以外の期間に提出された届出については、受理しないものとする。

2 その他

- 届出の提出方法以外については、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生

労働省告示第230号)によるものとする。

- ・ 基礎研修受講修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて（又はサービス管理責任者等を2名以上配置する必要のある事業所において）、2人目以降のサービス管理責任者等として配置する場合における「指定障がい福祉サービス事業者等変更届出書」等の提出方法については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年宮崎県規則第83号)及び児童福祉法施行細則(昭和45年宮崎県規則第32号)によるものとする。

障がい者・就労支援担当 馬場
TEL : 0985-26-7068
FAX : 0985-26-7340